

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00018 沿革 <u>平成 22 年 12 月 27 日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 5 条 (略)</p> <p>(他の保険契約の通知)</p> <p>第 6 条 保険契約者又は被保険者は、約款第 13 条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、当該事実を知った日から 1 月以内かつ保険金請求前までに別紙様式第 4 による限度額設定型貿易保険における他の保険契約の通知書を本店等に通知するものとする。</p> <p>(被保険者の合併等に係る通知)</p> <p>第 7 条 被保険者は合併、解散、会社整理を行った時、又は被保険者に対する破産手続開始の決定、和議の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始若しくは特別精算の開始の申立（以下「合併等」という。）を知ったときは、合併等を行った日から 1 月以内に別紙様式第 5 による限度額設定型貿易保険被保険者合併等通</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00018 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 5 条 (略)</p> <p>(輸出契約等の締結通知)</p> <p>第 6 条 <u>被保険者は、保険契約に係る輸出契約等を締結した場合は、約款第 2 条の規定に従って輸出契約等を締結した日の属する月の翌月末日までに別紙様式第 4-1 及び別紙様式第 4-2 による限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知書を本店等に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>被保険者は、限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知書の提出日から起算して 1 月以内に別紙様式第 4-3 による限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。</u></p> <p>(他の保険契約の通知)</p> <p>第 7 条 保険契約者又は被保険者は、約款第 13 条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、当該事実を知った日から 1 月以内かつ保険金請求前までに別紙様式第 5 による限度額設定型貿易保険における他の保険契約の通知書を本店等に通知するものとする。</p> <p>(被保険者の合併等に係る通知)</p> <p>第 8 条 被保険者は合併、解散、会社整理を行った時、又は被保険者に対する破産手続開始の決定、和議の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始若しくは特別精算の開始の申立（以下「合併等」という。）を知ったときは、合併等を行った日から 1 月以内に別紙様式第 6 による限度額設定型貿易保険被保険者合併等通</p>	

知書を本店等に提出するものとする。

(保険の地位等譲渡に係る承認申請)

第 8 条 被保険者は、約款第 33 条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第 6-1 による限度額設定型貿易保険保険契約上の地位の譲渡申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第 34 条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第 6-2 による限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

3 前 2 項に基づき、保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の許可を受けたとき、又は保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から 1 月以内に別紙様式第 6-3 による限度額設定型貿易保険契約上の地位等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

(質権等設定の承諾申請等)

第 9 条 被保険者は、約款第 36 条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第 7-1 による限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第 7-2 による限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

(損失を受けるおそれが高まる事情発生のお知らせ)

第 10 条 被保険者は、約款第 15 条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生を通知するときは、別紙様式第 8 による限度額設定型貿易+保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出する

知書を本店等に提出するものとする。

(保険の地位等譲渡に係る承認申請)

第 9 条 被保険者は、約款第 33 条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第 7-1 による限度額設定型貿易保険保険契約上の地位の譲渡申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第 34 条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第 7-2 による限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

3 前 2 項に基づき、保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の許可を受けたとき、又は 保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から 1 月以内に別紙様式第 7-3 による限度額設定型貿易保険契約上の地位等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

(質権等設定の承諾申請等)

第 10 条 被保険者は、約款第 36 条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第 8-1 による限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第 8-2 による限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

(損失を受けるおそれが高まる事情発生のお知らせ)

第 11 条 被保険者は、約款第 15 条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれが高まる事情の発生を通知するときは、別紙様式第 9 による限度額設定型貿易保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出する

ものとする。

(損失発生の通知)

第 11 条 被保険者は、約款第 16 条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第 9 - 1 による限度額設定型貿易保険（船積前）損失発生通知書又は別紙様式第 9 - 2 による限度額設定型貿易保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）を損失の発生の日から 45 日以内本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(危険発生の通知)

第 12 条 被保険者は、約款第 16 条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第 9 - 2 による限度額設定型貿易保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を危険の発生の日から 45 日以内に本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求)

第 13 条 約款第 17 条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第 10 による限度額設定型貿易保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(入金のお知らせ)

第 14 条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第 18 条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から 1 月以内に、別紙様式第 11 - 1 による限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書、別紙様式第 11 - 2 による限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

ものとする。

(損失発生の通知)

第 12 条 被保険者は、約款第 16 条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第 10 - 1 による限度額設定型貿易保険（船積前）損失発生通知書又は別紙様式第 10 - 2 による限度額設定型貿易保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）を損失の発生の日から 45 日以内本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(危険発生の通知)

第 13 条 被保険者は、約款第 16 条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第 10 - 2 による限度額設定型貿易保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を危険の発生の日から 45 日以内に本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求)

第 14 条 約款第 17 条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第 11 による限度額設定型貿易保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(入金のお知らせ)

第 15 条 被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第 18 条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から 1 月以内に、別紙様式第 12 - 1 による限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書、別紙様式第 12 - 2 による限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(輸出契約等の内容の変更通知)

第 16 条 被保険者は、輸出契約等に変更を加えたときは、約款第 21 条の規定に基づき、当該変更の属する月の翌月末日までに別紙様式第 4 による限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知書を

(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)

第 15 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条第 2 項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第 12 による限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(保険金の支払の請求)

第 16 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条の規定に基づき、次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。

一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険の場合

別紙様式第 13-1 による限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求書に、別表 2 に定める書類を添付したもの

二 約款第 3 条第 2 号及び第 3 号のてん補危険の場合

別紙様式第 13-2 による限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書に、別表 3 に定める書類を添付したもの

2 一の輸出契約等について、複数の保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。

3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第 17 条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 15 による限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。

(回収義務の終了認定)

第 18 条 被保険者は、約款第 29 条第 1 項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第 16 による限度額設定型貿易保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01—制度—00058。以下「共通運用規程」という。）に

本店等に提出するものとする。

(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)

第 17 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条第 2 項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第 13 による限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(保険金の支払の請求)

第 18 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条の規定に基づき、次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。

一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険の場合

別紙様式第 14-1 による限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求書に、別表 2 に定める書類を添付したもの

二 約款第 3 条第 2 号及び第 3 号のてん補危険の場合

別紙様式第 14-2 による限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書に、別表 3 に定める書類を添付したもの

2 一の輸出契約等について、複数の保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。

3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第 19 条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 16 による限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。

(回収義務の終了認定)

第 20 条 被保険者は、約款第 29 条第 1 項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第 17 による限度額設定型貿易保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01—制度—00058。以下「共通運用規程」という。）に

定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

2 日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第3条第1号のてん補危険（約款第4条第1号から第10号までの事由によるものに限る。）に係る損失について、被保険者が輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない旨認めた場合には、約款第29条第1項に規定する認定を行うものとする。この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第16による貿易一般保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。

（回収義務の履行状況の報告）

第19条 被保険者は、約款第29条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第17による限度額設定型貿易保険回収義務履行状況報告書（以下「回収義務履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。

2 決済期限（約款第3条第1号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日）から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に

定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

2 日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第3条第1号のてん補危険（約款第4条第1号から第10号までの事由によるものに限る。）に係る損失について、被保険者が輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない旨認めた場合には、約款第29条第1項に規定する認定を行うものとする。この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第17による貿易一般保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。

（回収義務の履行状況の報告）

第21条 被保険者は、約款第29条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第18による限度額設定型貿易保険回収義務履行状況報告書（以下「回収義務履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。

2 決済期限（約款第3条第1号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日）から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に

関して何らかの状況の変化を知ったときは、回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

- 4 前3項の場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第20条 被保険者は、約款第29条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第18-1による限度額設定型貿易保険（船積前）回収金納付通知書、別紙様式第18-2による限度額設定型貿易保険（船積後）回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

- 2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収金納付請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第21条 約款第29条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第19による限度額設定型貿易保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第22条 被保険者は、約款第30条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第20による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（サービサー回収用）を本店に提出するものとする。

- 2 被保険者は、約款第30条第1項及び第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第22による「合理的な理由」認定申請書を本店へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。

- 3 前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使等の委

関して何らかの状況の変化を知ったときは、回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

- 4 前3項の場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第22条 被保険者は、約款第29条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第19-1による限度額設定型貿易保険（船積前）回収金納付通知書、別紙様式第19-2による限度額設定型貿易保険（船積後）回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

- 2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収金納付請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第23条 約款第29条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第20による限度額設定型貿易保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第24条 被保険者は、約款第30条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第21による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（サービサー回収用）を本店に提出するものとする。

- 2 被保険者は、約款第30条第1項及び第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第23による「合理的な理由」認定申請書を本店へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。

- 3 前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使等の委

任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申込みことができ、被保険者は、別紙様式第 21 による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第 23 条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 23 による限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

第 24 条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「WEB 申請サービスの利用について」によるものとする。

附 則

この改正は、平成 23 年 1 月 1 日から実施する。

別表 1

様式番号	提出書類	提出部数
1-1	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)
1-2	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)
1-3	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険金支払限度額の増額・仕向国の追加)	1
1-4	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険金支払限度額の増額・仕向国の追加)	1 (1)
2-1	限度額設定型貿易保険申込書	1 (1)
2-2	限度額設定型貿易保険申込書	1
2-3	限度額設定型貿易保険申込確認書	1
3	限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る誓約書	1

任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申込みことができ、被保険者は、別紙様式第 22 による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第 25 条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 24 による限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

第 26 条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「WEB 申請サービスの利用について」によるものとする。

別表 1

様式番号	提出書類	提出部数
1-1	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)
1-2	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)
1-3	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保 険金支払限度額の増額・仕向国の追加)	1
1-4	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保 険金支払限度額の増額・仕向国の追加)	1 (1)
2-1	限度額設定型貿易保険申込書	1 (1)
2-2	限度額設定型貿易保険申込書	1
2-3	限度額設定型貿易保険申込確認書	1
3	限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る誓約書	1

				<u>4-1</u>	限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知書	<u>1</u>
				<u>4-2</u>	限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知書	<u>1</u>
				<u>4-3</u>	限度額設定型貿易保険輸出契約等締結通知訂正承認申請書	<u>1 (1)</u>
<u>4</u>	限度額設定型貿易保険における他の保険契約の通知書	1		<u>5</u>	限度額設定型貿易保険における他の保険契約の通知書	1
<u>5</u>	限度額設定型貿易保険被保険者合併等通知書	1		<u>6</u>	限度額設定型貿易保険被保険者合併等通知書	1
<u>6-1</u>	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位譲渡承認申請書	1 (1)		<u>7-1</u>	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位譲渡承認申請書	1 (1)
<u>6-2</u>	限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)		<u>7-2</u>	限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
<u>6-3</u>	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書	1 (1)		<u>7-3</u>	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書	1 (1)
<u>7-1</u>	限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書	1 (1)		<u>8-1</u>	限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
<u>7-2</u>	限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書	1 (1)		<u>8-2</u>	限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
<u>8</u>	限度額設定型貿易保険事情発生通知書	1 (1)		<u>9</u>	限度額設定型貿易保険事情発生通知書	1 (1)
<u>9-1</u>	限度額設定型貿易保険 (船積前) 損失発生通知書	1 (1)		<u>10-1</u>	限度額設定型貿易保険 (船積前) 損失発生通知書	1 (1)
<u>9-2</u>	限度額設定型貿易保険 (船積後) 危険・損失発生通知書	1 (1)		<u>10-2</u>	限度額設定型貿易保険 (船積後) 危険・損失発生通知書	1 (1)
<u>10</u>	限度額設定型貿易保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)		<u>11</u>	限度額設定型貿易保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)
<u>11-1</u>	限度額設定型貿易保険 (船積前) 入金通知書	1 (1)		<u>12-1</u>	限度額設定型貿易保険 (船積前) 入金通知書	1 (1)
<u>11-2</u>	限度額設定型貿易保険 (船積後) 入金通知書	1 (1)		<u>12-2</u>	限度額設定型貿易保険 (船積後) 入金通知書	1 (1)
<u>12</u>	限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)		<u>13</u>	限度額設定型貿易保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)
<u>13-1</u>	限度額設定型貿易保険 (船積前) 保険金	1 (1)		<u>14-1</u>	限度額設定型貿易保険 (船積前) 保険金請	1 (1)

<u>13-2</u>	請求書 限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書	1（1）	<u>14-2</u>	請求書 限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書	1（1）
<u>14</u>	限度額設定型貿易保険保険金請求経緯書 （保険金請求額が 300 万円以下の案件）	1（1）	<u>15</u>	限度額設定型貿易保険保険金請求経緯書 （保険金請求額が 300 万円以下の案件）	1（1）
<u>15</u>	限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書	1	<u>16</u>	限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書	1
<u>16</u>	限度額設定型貿易保険回収義務終了認定申請書	1（1）	<u>17</u>	限度額設定型貿易保険回収義務終了認定申請書	1（1）
<u>17</u>	限度額設定型貿易保険回収義務履行状況報告書	1（1）	<u>18</u>	限度額設定型貿易保険回収義務履行状況報告書	1（1）
<u>18-1</u>	限度額設定型貿易保険（船積前）回収金納付通知書	1（1）	<u>19-1</u>	限度額設定型貿易保険（船積前）回収金納付通知書	1（1）
<u>18-2</u>	限度額設定型貿易保険（船積後）回収金納付通知書	1（1）	<u>19-2</u>	限度額設定型貿易保険（船積後）回収金納付通知書	1（1）
<u>19</u>	限度額設定型貿易保険回収費用負担請求書	1（1）	<u>20</u>	限度額設定型貿易保険回収費用負担請求書	1（1）
<u>20</u>	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状 （サービサー回収用）	1（1）	<u>21</u>	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状 （サービサー回収用）	1（1）
<u>21</u>	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1（1）	<u>22</u>	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1（1）
<u>22</u>	「合理的な理由」認定申請書	1（1）	<u>23</u>	「合理的な理由」認定申請書	1（1）
<u>23</u>	限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書	1（1）	<u>24</u>	限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書	1（1）
<p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>			<p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>		

<p>別表 2</p> <p>3. 過去の取引状況確認書 <u>輸出契約等の相手方に係る保険契約締結日の2月前から、当該保険金請求に係る船積予定日前に決済日が到来した取引の輸出契約等の一覧表（輸出契約等番号、輸出契約締結日、決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日の記載を含む。様式任意）</u></p> <p>4. 損失計算書 別紙様式第13-1保険金請求書記載の「損失計算書」の下記項目に関し、各々の内訳額を記載した書類（様式任意）</p> <p>8. 輸出契約書等の写し (3) 削除</p> <p>別表 3</p> <p>2. 保険金請求経緯書 (1) 請求する保険金の額が300万円以下の場合は別紙様式第14による保険金請求経緯書</p> <p>3. 過去の取引状況確認書 <u>輸出契約等の相手方に係る保険契約締結日の2月前から、当該保険金請求に係る船積日前に決済日が到来した取引の輸出契約等の一覧表（輸出契約等番号、輸出契約締結日、決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日の記載を含む。様式任意）</u></p>	<p>別表 2</p> <p>3. 過去の取引状況確認書 <u>当該保険金請求に係る船積予定日前6ヶ月間に決済日が到来した取引がある場合は、輸出契約等番号、輸出契約締結日、決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）</u></p> <p>4. 損失計算書 別紙様式第14-1保険金請求書記載の「損失計算書」の下記項目に関し、各々の内訳額を記載した書類（様式任意）</p> <p>8. 輸出契約書等の写し (3) <u>輸出契約等締結通知後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</u></p> <p>別表 3</p> <p>2. 保険金請求経緯書 (1) 請求する保険金の額が300万円以下の場合は別紙様式第15による保険金経緯書</p> <p>3. 過去の取引状況確認書 <u>当該保険金請求に係る船積日前6ヶ月間に決済日が到来した取引がある場合は、輸出契約等番号、輸出契約締結日、決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表</u></p>	
--	---	--